

## 登別市空き店舗等情報バンク制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、指定区域における空き店舗及び空き地（以下「空き店舗等」という。）の利用を希望するものに対して、空き店舗等の情報提供を行うことにより、空き店舗等の有効活用による商店街のにぎわいの創出及び地域の活性化を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 市内において商業集積が見られる地域であり、市長が別に定める区域をいう。
- (2) 空き店舗等情報バンク制度 指定区域に存在する空き店舗等に関する情報を登録し、指定区域における空き店舗等で商業を営むこと及び地域の活性化に寄与することを目的として空き店舗等の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）に対して、情報提供を行う制度をいう。
- (3) 所有者 空き店舗等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有するものをいう。

### (料金)

第3条 空き店舗等情報バンク制度の利用に係る料金は、無料とする。

### (情報提供の中断等)

第4条 市長は、ネットワーク機器の不具合、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他の事由により空き店舗等に関する情報提供の中断、遅延等が発生したときは、その結果利用者が被った損害について一切の責任を負わない。

### (情報提供の終了等)

第5条 市長は、空き店舗等に関する情報提供の方法を変更し、及び本制度の運営を終了することができる。

### (免責事項)

第6条 市長は、この空き店舗等情報バンク制度に基づく当事者間の賃貸借又は売買の交渉等の個々の取引については一切関与せず、この空き店舗等情報バンク制度の利用に係る利用者及び第三者が被った損害についても一切の責任を負わない。

### (空き店舗等の登録申込み等)

第7条 空き店舗等情報バンク制度による空き店舗等の登録を受けようとする所有

者（以下「申込者」という。）は、登別市空き店舗等情報バンク登録申込書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のすべてに該当するときは、空き店舗等所有者登録台帳（以下「所有者台帳」という。）に登録するものとする。

(1) 抵当権その他所有権以外の権利の設定がないこと。ただし、当該権利の設定がある場合において登録に関して関係者の承諾が得られているときは、この限りでない。

(2) 所有者の全員が登録に関する承諾をしていること。

(3) 空き店舗等の転売又は転貸を目的としないもの

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の構成員等の所有ではないこと。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録を受けていない空き店舗等で、空き店舗等情報バンク制度による登録が適当と認めるものについては、当該所有者等に対して当該制度による登録を勧めることができるものとする。

（空き店舗等に係る登録事項の変更及び抹消の届出）

第8条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「空き店舗等登録者」という。）は、登録事項に変更があったとき、又は当該登録を抹消するときは、遅滞なく登別市空き店舗等情報バンク登録（変更・抹消）届出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（所有者台帳の登録の抹消）

第9条 市長は、空き店舗等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、所有者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き店舗等登録者に通知するものとする。

(1) 空き店舗等登録者が、第7条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 登録の内容に虚偽があったとき。

(3) 空き店舗等登録者から登録の抹消の届出があったとき。

（利用希望者の登録の申込み等）

第10条 空き店舗等情報バンク制度の利用希望者は、登別市空き店舗等情報バンク利用希望者登録申込書（別記様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のすべてに該当するときは、空き店舗等利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 自ら空き店舗等を活用して商業を営むことで、地域の活性化に寄与しようとするもの
- (2) 空き店舗等の転売又は転貸を目的としないもの
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の構成員等でないもの
- (4) 空き店舗等登録者と良好な関係を築けるもの

3 前項に定めるもののほか市長が特に必要と認めるときは、別に登録の条件を定めることができるものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更及び抹消の届出）

第11条 前条第4項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき、又は当該登録を抹消するときは、遅滞なく登別市空き店舗等情報バンク利用希望者登録（変更・抹消）届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（利用者台帳の登録の抹消）

第12条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が、第10条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 利用登録者が、空き店舗等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から登録の抹消の届出があったとき。

（情報提供等）

第13条 市長は、必要に応じ、空き店舗等登録者及び利用登録者に対し、所有者台帳及び利用者台帳に登録された情報を提供できるものとする。

（適用上の注意）

第14条 この要綱は、空き店舗等情報バンク制度以外による空き店舗等の取引を妨げるものではない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成23年告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

登別市空き店舗等情報バンク登録申込書

年 月 日

登別市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

登別市空き店舗等情報バンク制度要綱第7条の規定により、空き店舗等を登録したので別紙のとおり申し込みます。

なお、登録情報については、登別市ホームページに掲載することに同意します。

物件登録にあたる確約

私は、登別市空き店舗等情報バンク制度の所有者登録にあたり、私の所有する物件が登別市空き店舗等情報バンク制度要綱第7条第2項の規定に該当する物件である事を確約します。

また、万が一、第三者等から異議の申し立て等があった場合、市には一切の迷惑はかけません。

年 月 日

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(別 紙) 登録事項について

【共通事項】

空き店舗等の所在地	登別市
申込者の権利関係	1 土地及び建物の所有者 2 建物の所有者 3 その他
利用希望者からの問合せがあった場合の連絡先	

1 空き店舗の登録について

用途	1 店舗 2 店舗付住宅 3 その他 ( )		
構造	1 木造 2 軽量鉄骨造 3 RC造 階建		
敷地面積	㎡ 地目 ( )		
延床面積	㎡	建築時期	年 月頃
駐車場	有 ( 台) 無	水道	1 上水道 2 井戸水
台所	1 LPガス 2 電気		
トイレ	1 水洗 (和式・洋式) 2 汲み取り (和式・洋式)		
空き店舗となった時期	年 月頃		
所有者の意向要望	1 賃貸希望	希望賃料	円/月 敷金等 円
	2 売却希望	希望価格	円
付帯物件について	内容 ( )		
	1 賃貸希望	希望賃料	円/月
	2 売却希望	希望価格	円

2 空き地の登録について

面積	㎡ ( 坪)		
現況地目及び用途	地目 ( ) ・未利用・賃貸分譲地・その他 ( )		
形状等	1 水道 有・無 2 街灯 有・無 3 舗装 有・無		

(注)

- 1 当該空き店舗等の位置図及び間取り図を添付してください。
- 2 ホームページには、原則として画像の掲載をします。
- 3 申込みをされた個人情報、登別市空き店舗等情報バンク制度の目的以外には使用いたしません。

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

登別市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

登別市空き店舗等情報バンク登録（変更・抹消）届出書

登別市空き店舗等情報バンク制度要綱第8条の規定により、次のとおり登録（変更・抹消）したいので届け出ます。

記

届出内容 ・変更（変更内容： \_\_\_\_\_）  
・抹消（理 由： \_\_\_\_\_）

別記様式第3号（第10条関係）

登別市空き店舗等情報バンク利用希望者登録申込書

年 月 日

登別市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

登別市空き店舗等情報バンク制度要綱第10条の規定により、空き店舗等を利用したいので次のとおり申し込みます。

店 舗 の 条 件 ( 要 望 事 項 )	1 希望する物件（ 第 号 ）
	2 営む業種等（ ）
	3 賃借り（家賃 円/月）（その他 ）
	4 購入（条件等 ）
	5 付帯施設等（駐車場 台）（倉庫等 m <sup>2</sup> ）
	6 その他（ ）
そ の 他 要 望 事 項	

(備考)

- 1 申込みをされた個人情報は、登別市空き店舗等情報バンク制度の目的以外には使用しません。
- 2 この申込書に記載された内容については、利用希望された物件の所有者に提供します。
- 3 別紙 誓約書を提出してください。

(別 紙)

誓 約 書

年 月 日

登別市長 様

私は、登別市空き店舗等情報バンク制度の空き店舗等利用希望者登録申請にあたりまして、制度の趣旨を理解したうえで申込みをします。申込書記載事項に偽りはなく、登別市空き店舗等情報バンク制度要綱第10条に規定する登録条件等に抵触しないことを誓約します。

なお、登別市空き店舗等情報バンク制度で得た情報については、私自身が使用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

また、空き店舗等を利用することとなった時は、登別市の商工業者としての自覚を持ち、地域との協調連携に努めることを誓約します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

別記様式第4号（第11条関係）

年 月 日

登別市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

登別市空き店舗等情報バンク利用希望者登録（変更・抹消）届出書

登別市空き店舗等情報バンク制度要綱第11条の規定により、次のとおり登録（変更・抹消）したいので届け出ます

記

届出内容 ・変更（変更内容： \_\_\_\_\_ ）  
          ・抹消（理 由： \_\_\_\_\_ ）